

令和3年6月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和3年6月18日開会

丸亀市農業委員会

令和3年 6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年6月18日(金) 午前9時30分～午前11時38分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 担当長 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画のについて
2. 実質化した人・農地プラン（案）について
3. 農地パトロールの実施について

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

土地に関する議題

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 非農地証明願について

議案第39号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和3年6月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さんおはようございます。本日も、お集まりいただきまして、ありがとうございます。先月もお願いいたしましたけれど、会議録のシステムが変わっています。ご意見等がある方は、手を挙げていただきまして、マイクをお持ちしますので、そちらへお話しください。マイクですけれど、こちらの下部分が隠れると、録音ができませんので、ここが隠れないように、お願いします。

それでは定刻が参りましたので、ただ今から、令和3年6月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、本日机の上にお配りしています資料をご確認ください。①総会の次第（裏面に、定例農家相談開催結果と次回日程）です。②農水省からいただいたシール「シートベルト、ヘルメットで無事帰る」と③「農政情報」を机に置いています。それから、事前送付しています議案をご準備ください。それでは、恒例の活動記録簿をお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記録をお願いいたします。次に携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から6月総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さんおはようございます。麦の取り入れも終わりました、田植えの時期になって参りました。認定農業者の皆さんは、1年間で一番忙しい時期です。そういう中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。日本農業新聞の記事を配布しています。これは荒川さんという農林水産省の官房長をしておられた方が、岡目八目というのを執筆したものです。この記事を紹介して挨拶に代えさせていただきたいと思います。今の農政というのは、官邸農政と言われていまして、規制改革推進会議の委員が議論したものが、いろいろなところで歪みをつくり出している。飛ばして読みますが、農業・農村の応援団として、時々の政策について、当事者から見えにくいところと言にくいところを第三者の目で紹介し、皆さんとともに考えていきたい。なぜ日本農業は、長い間、補助、補助金漬けなのに、いつまでも課題山積なのかという質問への答えを考えてみたい。農地を農地法や農振法などで、開発から守ってきた。多くの家族経営が行われ、少しでも生産効率を上げ、国際価格に近づけるべく、生産対策や経営対策にも力を注がれてきた。しかし、アメリカとかカナダやオーストラリアとは、地理的条件が異なり、自由競争にさらされれば、国内農業はひとたまりもありません。だから、世界の多くの国と同様、自国民の生存に関わる農産物については、輸入制限し、関税をかけ、自国の農業を守ってきた。農水省と農林族が一体となって、最後の砦として守ってきた重要5品目もTPPとかEPAの交渉で、関税削減や、無税枠の設定が設けられた。国内の農業の存続のためには、ここの経営体の責めに期せない、輸出国との間の圧倒的な競争条件格差を是正するための合理的な国境処置が不可欠である。輸入農産物の流入により国内価格は低下するので、国内農業の継続のため

にはその価格と生産費との差額またはその全部を直接払いとして、納税者負担で支える仕組みが必要になってきます。国境処置はなくす、農林予算は、減額するという、財政至上主義には道理がない。生産性向上のための産業政策を否定はしないが、圧倒的な、内外競争条件格差に目をつむり、農業を、特別扱いしないのが最良の処方箋などとし、問題は解決しない。日米貿易協定の重要品目の関税水準が、だんだん下がってきます。直接支払いを真剣に考えなければならない。補助金づけではなく、農業・農村を支える社会的コストだということです。参考にさせていただきたいと思います。

なお今日は、農地パトロールと、農林水産課から「人・農地プラン」の説明があります。十分、お聞きください。本日の出席委員は16名で全員が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、6番葛原委員と12番平池委員さんをお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君）失礼します。農政に関する議題として、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「実質化した人・農地プラン（案）について」、議題3「農地パトロールについて」、議題4その他です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。農業振興地域整備計画の変更について、ご報告いたします。座って説明いたします。お手元の変更等理由書（総括表）をご用意ください。上から順に読み上げます。

番号6の1、金倉町・・・面積348㎡の内267㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号6の2、金倉町・・・面積348㎡の内55㎡を・・・が進入路として整備します。

番号6の3、郡家町・・・面積252㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号6の4、綾歌著栗熊西・・・面積141㎡を・・・が敷地拡張として整備します。

裏面に地区別、用途別の内訳を載せています。合計4件、715.00㎡の申出です。以上です。よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、農業振興地域整備課計画の変更については異議のないものいたします。

次に、議題2「実質化した人・農地プラン（案）」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 引き続き失礼します。「実質化した人・農地プラン（案）」についてですが、右上に「人・農地プラン」と記載している資料をご用意ください。令和3年5月31日、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、中心経営体予定者（認定農業者等）宛に、ご意見を依頼し、書面協議といたしました。反応として、意見書の提出が9件、電話による問い合わせが2件ありましたことを報告いたします。ありがとうございました。この意見書と問い合わせとの内容を修正プランに反映しました。中心経営体のリストは、つけていませんが、後ろの方に修正したものを綴じていますので、ご確認ください。今後の実質化の作業予定といたしましては、認定農業者、経営者協会で構成する検討会にプランを提示し、意見をいただきます。6月中にホームページ上で公表することで、一旦、「実質化された」と、国・県に報告いたします。公表するプランについては、農業委員、推進委員に中心経営体のリストとともに送付する予定としております。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。地図は委員に送っていますか。地図とか案は。

●農林水産課（栗岡宏樹君） プラン案と地図については、農業委員、推進委員に担当地区のみ送っています。

●会長（松岡繁君） この件について、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 先ほど栗岡さんの方からお話ありましたように、皆さんから意見がたくさん出てきていますので、また読んでない方はご覧になってください。「実質化された人・農地プラン」というのは、各地域で、みずから話し合いの中で、プランを作っていくものです。我々はそれを助言していくこととなります。アンケートや地図をしっかり活用し、話し合いをして、プランを作るというのが本来です。しかし、コロナウイルスの関係で、なかなか各地区での話し合いもできません。そして、補助事業を行うためには、「人・農地プラン」を作っておかないと補助金が出ないということになります。

次に議題3「農地パトロール」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは事前にお送りしています「令和3年度農地パトロールの実施要領」の資料一式をお手元にご用意ください。これから皆様に、推進員も含めて計46名で、させていただきます令和3年度農地利用状況調査、通称農地パトロールにつきまして説明いたします。なお、推進委員連絡会がコロナウイルスの関係で、今月も開催できないので、推進委員に調査の説明をする機会がありません。そこで、農業委員の皆様には、本日、ここで説明した内容を、各班の推進委員にお伝えいただくとともに、班内で調査エリアの調整などを、話し合いをしていただきたいと思います。パトロールの班割りについては一連の資料のいちばん最後に別紙班割表をつけていますので、ご覧ください。島しょ部を除いて、

市内を15班に編成して、一班3名ないし4名で構成しています。本日、班ごとの調査票等資料一式をご用意していますので、よろしくお願ひします。この件につきましては、後程改めてお話をいたしますので、説明を進めます。農地パトロールにつきましては、半数の方が初めてということでありまふけれども、昨年9月の総会で、令和2年度の実施要領を用いて概要を説明いたしました、これは農地法に規定されています農業委員会の主要業務の一つであり「荒廃農地調査」と併せて、毎年1回、この時期に実施する法令業務となっています。まず一番上の「実施要領」ですが、会議の時短のため、すべて説明できませんので、本日は重要な部分のみ説明いたしますが、どうかお時間のあるときに全体を通してお読みください。まず1枚めくって目次をご覧ください。パトロールの趣旨から、実施内容、実施の手順、調査票への記入の仕方などについて、具体的に記載をしています。このパトロール調査で皆様にさせていただくことは、簡単に言えば、調査票に記載しています調査対象農地の利用状況について、現地を確認して、該当する分類に丸をつけていただいて、補足として簡単に現況を書き込んでいただくということです。基本的には、こういった作業をしていただくこととなります。そこで、どんな選択があつて、何を記入するのかということですが、早速、調査票の様式をご覧ください。ちょうど資料の真ん中あたりに、A3用紙でオレンジ色の項目が見えている用紙をご覧ください。上側が調査票の項目の説明で、下側が記入例になっています。左端の項目は、農地の所在、地番などは、本番の調査票では入れています。ご記入いただくところは、下側記入例を見ていただいて、令和3年度調査結果欄の、水色の文字で書いている部分です。上側の項目で言えばオレンジ色のところ、調査日、区分選択、現況補足内容の部分となります。それと、調査表右上に調査委員のお名前を書く欄がありますので、忘れずに記入してください。まず、区分選択の欄ですが、「耕作」・「管理」・「A分類」・「B分類」・「転用」とあります。「耕作」に丸を付ける場合は、作付け状況を現況欄に記入してください。記入例ではキャベツとか稲作とかとなっていますが、種類がわからなければ「野菜」でも構いません。次、「管理」に丸を付ける場合は、何も植わつてなくて、耕耘されている状態で作付け前か、保全管理されている場合、あるいは、腰丈までの雑草が生えている状態にあるもの、年に何度か草刈をしても、この程度の雑草は生えてくると思ひますので、少々の雑草であれば、「管理」になります。次に、「A分類」・「B分類」とありますが、こちらについては、「実施要領」の次にあるA4「荒廃農地の判断基準」をご覧ください。赤い文字で、荒廃農地の定義、具体的な判断基準が入っています。下の方に、①A分類（再生利用が可能な荒廃農地）とは、抜根、整地、区画整地、客土などにより再生することで、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる農地です。雑草が生えていても、重機による作業で復旧できればA分類になります。例えば農地の中で1か所だけ荒れていても、周りが管理・耕作できていれば、少々、木が生えていてもA分類になります。次、②B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）とは、森林の様相を呈しているような状態で、山林化して、

農地に復元することが困難で、また周囲の状況から農地に復元しても、継続的な利用が見込めないものです。裏側に写真を載せています。これらすべてA分類の荒廃農地の例の写真になります。腰丈以上の雑草が生えている状態から、少々雑木が生えているもの、これらがA分類の例となります。では、A3調査票の記入例に戻ってください。最後、「転用」とありますが、これはすでに、造成されていて駐車場とか家が建っている状態で、農地ではなくなっているとみられるものになります。以上の通り、選択に丸をつけていただいて、右横の現況欄に、それぞれ記入例を参考に、ご記入ください。それと、現況欄の右側の項目に、オレンジ色のところのいちばん右側ですが、農地法第32条第1項第1号・第2号という欄があります。何かチェックをつけるようになっていますが、判断が難しいところがありますので、記入しなくて結構です。していただくことはこれだけになります。区分選択で判断に迷うところが、あるとすれば、「管理」と「A分類」でしょうか。雑草が腰丈以下で「管理」で、腰丈以上が「A分類」ということになりますが、参考のために、調査票に令和2年度の調査結果も合わせて載せていますので、令和2年度にどんな判定をしたかというのも参考にしてください。ちなみに、「管理」から「A分類」に移行しますと、その農地が毎年調査の対象になってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。次に見ていただく資料が一式の中にあります。A4のカラーが入ったパトロール台帳の地図表示の凡例とA3地番図をご用意ください。赤枠で囲んでいる凡例と地番図が入ったA3の用紙になります。一緒に併せて見ていただいたらと思いますが、まずA4の凡例の方ですが、青枠が「耕作・管理地」、緑が「A分類」、赤が「B分類」、昨年意向調査を行って意向の確認があったものについては、「〇意」、「非農地判断」、「無断転用」についても、ご覧の通り、地番図に示しています。A3の地番図ですが、グレーの部分は農地以外のもので、白色の部分は全て農地になります。最初、調査票に記載している農地を調査してくださいと申し上げましたが、パトロール調査というのは原則、全筆調査になっています。もし調査票に記載のない農地で荒廃農地を見つければ、空白の調査票を一緒に付けておきますので、そちらに地番から現況まで記載していただいて、この地番図にも記していただきたいと思います。また、この地番図ですが、これをもとに現地を確認していただくことにはなりますが、位置確認が分かりづらい場合は、お渡ししておりますゼンリンの住宅地図も併用しながら、確認をお願いいたします。ここまでの調査票の記入の仕方ということになります。次に、パトロール調査の実施時期と結果の提出期限ですが、「実施要領」をもう一度ご確認ください。1ページをお開きください。下の方に太字で、実施時期は6月18日から8月30日までということになっています。8月末までに調査結果を提出してください。提出していただくのは、本日の説明資料を除いて、お渡しした調査資料一式、筆記用具も含めて全て袋ごとを返してください。他の備品も入っていますが、来年以降もずっと使えますので、一緒にお返してください。調査終了後、いつでも提出いただいても構いません。委員は、8月20日に総会がありますので、そのときでも結構ですが、推進

委員に、「調査結果の提出期限は8月末であるということと、調査終了次第いつでも綾歌・飯山センターか農業委員会事務局に提出して構わない」ということをお伝えください。続いて3ページをお開きください。真ん中に「令和3年度農地利用状況調査活動記録簿」とありますが、調査活動を実施した日時、所要時間、この所要時間というのは自宅で資料を整理する時間も含まれます、調査区域、活動内容等について、委員ごとに活動記録簿に記入し、調査結果とともに提出してください。用紙は、班ごとに袋に入れて10枚ほど入れていますので、それをご利用ください。足りなければ、飯山や綾歌のセンターにも置いてあります。また、毎回この総会の時にも用意していますので、お取りください。農地パトロールは1時間1,000円の活動報酬の支給対象になっています。続いて下の携行資材です。お渡ししている帽子、腕章、名札、ベストですが、農業委員会活動をアピールするためにも、パトロール調査時には着用してください。筆記用具は用意しています。続いて4ページをお開きください。真ん中下辺りに、(3) 調査にあたっての留意事項ということで、①調査資料には個人情報が含まれますので、逸失しないように十分ご注意ください。②暑い時期にお願いすることになりますので体調管理、また事故やけがには十分ご注意ください。保険に加入していますので、もし調査中にけがが等された場合は、事務局まで報告してください。③パトロール等につきまして、何か不明な点がありましたら何でも事務局までお問い合わせください。農地パトロールの説明は以上ですが、最初に申し上げました通り、各班の推進委員への説明と班内での調査エリアの調整など、お話をさせていただくということをお願いしましたが、いかがでしょうか。別途、例えば地区ごとに説明が必要でしたら、申し出ください。皆さん集まった中で、不明な点があれば事務局にその都度問い合わせいただくという形でも結構です。本日帰っていただく資料はご用意していますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

●農業委員（横井英明君） 5番の横井です。農業委員と推進委員3人で都合がいいときに、行けばいいですか。

●事務局次長（大西良明君） 横井委員の質問にお答えいたします。パトロールの実施方法ですが、班ごとに、それぞれ違うかと思えます。一人ずつで行った方が早いから、地区を分けて一人ずつ回ろうという場合と、不安だから、複数の目で見て、一緒に回りましょうという班もあると思えますが、そこら辺も含めて班内でお話してください。

●会長（松岡繁君） 委員が変わって、不安な方は、綾歌・飯山・本庁で、個別に説明会を開くこともできます。昨年も一昨年もやっとなという方は必要ないと思えます。

●農業委員（大口年昭君） 区分選択について、農地機構に委託して、全然作っていないところをよく見かけます。麦だけしか作らずに、放棄地みたいにしてるところがありますが、そういうところはどの区分に

なりますか。

●会長（松岡繁君） 麦を作っているのですか。

●農業委員（大口年昭君） 麦を作る時があったり、作らない時があったりです。

●会長（松岡繁君） 麦を作れば、「耕作」です。

●農業委員（大口年昭君） 最近道が悪いので、ほったらかしにしているところが多いです。近所から所有者に苦情がありますが、農地機構に言ってもらわなければならないという話をしました。進入路が悪いので、耕作放棄地になっているところが多いようです。そういうところも「管理」でいいですか。

●事務局長（小西裕幸君） 農地中間管理機構を通じて貸し借りをされていて、冬場に麦とかを作っていたら、麦とかになりますが、どちらにしても、冬、麦を作っている、夏場はちゃんと管理しなければなりません。ですから、管理されていたら、「管理」と記入してください。

●農業委員（大口年昭君） 草が生えていれば、「A分類」ですか。

●事務局次長（大西良明君） 草が生えている程度が腰丈以上であれば、「A分類」になります。麦を作っているということであれば、次の年も麦を作りますので、その作っている間は基本的に「管理」ということになります。

●農業委員（平池收君） 山間部の畑を毎年、見に行っているのですが、荒廃農地になっているので、リストから外してもらえませんか。畑を見に行くのは無駄だと思います。パイロット事業で整備して、時間がたつて、雑草・雑木だらけの農地は、変化がないので、行く必要がないと思います。

●会長（松岡繁君） 山間部は遠くから見た方がよく分かります。

●農業委員（平池收君） 毎年、出てくるからね。外した方がいいと思います。

●会長（松岡繁君） それを非農地にするかは、別の判断になります。

●農業委員（平池收君） 非農地証明願が出て、非農地になれば、外しますか。

●会長（松岡繁君） パイロット事業なんかだったら、1種農地で補助金が出ているとか、なかなか転用はできないとかありますので、県へも整理したらどうかという意見は出していきたいです。

それから推進員に説明するために、個別に会議を開いてほしいという地区はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 綾歌、飯山、旧丸亀で希望がありましたら、コミュニティセンターを会場にすると思います。説明が必要と言われる方に集まっていって、説明会を開こうと思います。

●会長（松岡繁君） 新しい委員の地区は別途、説明会を開くということでよろしいでしょうか。次長、日程等、調整してください。

●事務局次長（大西良明君） 後で調整します。

●農業委員（松岡正雄君） パトロール実施要領を読んだら、わかるのだらうと思いますけど、これは年に1回、調査するのですか。それは、何のためにするのですか。また、その調査結果をどこに使うのか、簡単に説明していただけますか。

●事務局次長（大西良明君） それでは松岡委員の今のご質問にお答えいたします。この農地パトロールですが、1ページの「はじめに」というところで調査の主旨を書いています。結局は全国の農業委員会がしなければならない業務の一つになっていまして、国からこういうことをしなさいということで命令が来ている業務の一つです。農地パトロールをしていただいた後、荒廃農地が新たに見つかったら、去年の秋にも少し説明したと思いますが、その荒廃農地の所有者のところに、この農地は荒廃しているが、今後、耕作しますか、機構に貸しますか、と秋に意向調査をしていただきます。取りまとめた調査結果を来年の1月ぐらいに県に報告して、県が国へ報告して、国が最終的に全国の荒廃農地の調査ということで取りまとめていきます。法令業務になっている以上、当然我々も丸亀の荒廃農地の状況がどうなっているかということ把握していなければならないので、そういうことも含めて、この調査は必須であると考えています。では、実施要領1ページの「はじめに」というところに、この調査の趣旨を書いていますので読み上げます。平成21年12月に、改正農地法の施行により、農地の権利を有する者の責務規定が設けられたということで農業委員会の新たな役割として、農地の利用状況についての調査、この実施が法律上も義務づけられたということです。平成26年には、農地中間管理事業の推進に関する法律、および構造改革を推進するために、農業経営基盤強化促進法の一部を改正するというで農地機構の役割が明確になったということです。集積・集約をするために、農地機構の役割を強化していくということです。この農地利用の効率化・高度化の促進に向けて、農地中間管理機構が設立され、あわせて遊休農地対策も強化されました。これまで、遊休農地所有者に対する農業委員会の指導・通知・勧告などの一連の措置が利用意向調査で、利用状況調査について行うのが利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告などの措置へ再編・簡素化され、農地中間管理機構の活用を通して、遊休農地の有効利用を進めていく仕組みづくりをしたということです。平成28年4月に改正農地法の施行、平成28年度税制改正により、農地中間管理機構との協議で勧告された場合の課税強化を示されました。こうした情勢のもと、農業委員会系統組織では、農地パトロールによる地域の農地利用の総点検及び遊休農地の把握、農地中間管理機構を通して活用した、遊休農地の発生防止解消、無断転用防止の働きかけについて、重点的に取り組むというような趣旨になっています。

●会長（松岡繁君） この調査をすることによって、遊休農地とか管理状態の農地とかを見つけたら、農家の意向を聞いて、農地中間管理機構へ斡旋をしてもらおうということになります。無断転用を発見することもあります。農業委員会の責務ということで義務づけられていますので、よろしくお願いします。他にありま

せんか。ありましたら事務局にご相談ください。

それでは報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告をいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、5月27日火曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は6月7日月曜日、尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は6月10日木曜日、松岡会長で、それぞれ9時から11時まで行い、本庁開催時それから綾歌市民総合センター開催時に、それぞれ1件の相談がありました。本庁開催時の相談は、農業後継者についての相談でした。相談者の父親は退職してから20年間、ブドウやサクランボなどを3反くらい作っていき、自分でいろいろ考えて栽培のノウハウを作ってきたそうです。その果樹の収入は粗利益で200万円くらいになることもあるそうです。今回の相談は、父も高齢になりブドウなどの耕作を誰かに引き継ぎたい、UターンやIターンなどで若い人の養子などを迎えて、その田を預け、ブドウの作り方も教えたいとの相談でありました。また、農地はあと5反くらいありまして、それは法人に預けているとの話でありました。養子の話につきましては農業委員会では相談には乗れないことを伝えました。ブドウの栽培の担い手の話につきましては、粗利益で200万円の収入それだけでは、生活や経営継続は難しいと話をしました。また、ブドウの作業は大変なので、兼業等は難しい。身内や知り合いで頼める方はいないか。それからは、若い方よりも、退職して年金等もあり、農業に関心がある人が良いのではないか。それから近くの法人に、作業受委託で忙しい時期に作業をお願いしながら続けて、法人にも経営の相談をしてはどうか等の話をしました。また、農林水産課に話をつなぎまして、もしも条件にあるような方がいれば紹介してもらうように、お願いしています。次に、綾歌市民総合センターでの相談です。内容は農地の管理についてでした。その農地は主人が亡くなり、相続したもので、ビワやミカンなどの果樹が植わっています。果樹を伐採するのはもったいないので、農地の貸し借りは考えていないそうです。しかし、自分と娘では十分に管理ができず、シルバー人材センターに頼んで、年に1回草刈をしたり、除草剤を散布したりしていますが、草刈は1回4万円ほどかかるそうです。年金生活なので、その支出も大変で、何か良い方法はないかとの相談でありました。耕起については、JA法勲寺支店ふれあいセンターに機械バンクがあり、それを使えば、草刈よりも割安になるのではないかとの話をしました。耕起は1反税抜きで1万円だそうです。次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は、6月28日月曜日、大林副会長、市役所本庁開催分は、7月5日月曜日、石井委員、綾歌市民総合センター開催分は7月12日月曜日、平池委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 本件につきまして、質問等はありませんか。

先ほどの件で補足します。相談が終わって後で、私も見に行ったのですが、いろいろな果樹が植わっていて、草刈り機でやるしかないなと思いました。これから、農地は持っているけれど、管理が困るところがいっぱい出てくると思っています。

そのほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●事務局長（小西裕幸君） その他として、公務災害保険について説明いたします。資料としては、A4 1枚もので、「令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入手続きについて」という資料をご覧ください。公務災害保険につきましては、委員に加入していただいていますので、農地パトロール等でケガ等をされましたら、事務局にお知らせください。なお、加入はA型となります。補償内容は、資料の（3）の内容となります。よろしくお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） この点について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは以上で報告を終わります。続いて、農地に関する議案に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の議案です。

土地に関する議題として、

議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第38号「非農地証明願について」、

議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告として、

報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、

報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。議案の1ページをご覧ください。座って説明いたします。位置図と一緒にご審議よろしくお願ひします。議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は5件です。

1番、綾歌町岡田上・・・面積1,872.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。なお週末に帰省して営農している方です。申請地で水稻、麦などを作付けする計画が提示されています。

2番、綾歌町栗熊東・・・合計面積905.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻などを作付けする計画を提出されています。

3番、綾歌町栗熊東・・・合計面積6,041.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻などを作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになりますが、

4番、綾歌町栗熊東・・・面積189.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でレンコンを作付けする計画を提出されています。

5番、飯山町上法軍寺・・・面積394.00㎡【議案読み上げ】

この案件は高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

以上5件、申請があった案件につきましては、審査基準のうちの農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により全てを満たすものであり、農地法3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から5番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） はい、本案件は、原案の通り許可相当とすることに決定いたしました。次に、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は6件です。

1番、柞原町・・・面積15.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和61年ごろ農地を造成し、農道の拡幅用地として現在まで利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯野町東分・・・合計面積1,986.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯野町東分・・・合計面積548.81㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和63年ごろ農地を造成し、住宅や車庫を建築して、現在まで利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

4番、土器町西一丁目・・・合計面積402.26㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和40年ごろ住宅を建築した際、農地を造成し、宅地の一部として、現在まで利用してきました。今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、綾歌町栗熊西・・・合計面積 807.82 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成9年ごろ住宅を新築する際、農地を造成し、進入路等として、現在まで利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯山町東坂元・・・合計面積 1,029.50 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成11年ごろ自宅を建築した際、農地を造成し、自宅への進入路として、現在まで利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上6件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないものと確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題ないものと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にありませんか。それでは、採決をいたします。議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から6番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、本案件6件は許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。次に、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて5ページをお開きください。議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は26件です。

1番、津森町・・・面積 2,237.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲9区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、金倉町・・・合計面積891.30㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、田村町・・・合計面積4,000.56㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、貸店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、田村町・・・合計面積4,000.56㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、貸店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページをお開きください。

5番、田村町・・・面積214.00㎡【議案用見上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6番、柞原町・・・合計面積724.11㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、柞原町・・・合計面積1,830.01㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅9棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

8番、川西町北・・・合計面積1,026.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、倉庫・資材置場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、郡家町・・・面積307.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地

区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯野町東分・・・面積398.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、垂水町・・・面積369.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請者は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

12番、土器町西一丁目・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番、土器町東一丁目・・・面積724.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

14番、綾歌町岡田上・・・面積499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

15番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,431.26㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。

9ページをお開きください。

16番、綾歌町栗熊西・・・面積404.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されま

すが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページにかけてになりますが、

17番、綾歌町富熊・・・合計面積 15,254.80 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、物流倉庫1棟の建築及び駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18番、綾歌町富熊・・・合計面積 355.26 m²【議案読み上げ】

この案件は所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

19番、綾歌町富熊・・・合計面積 1,277.01 m²【議案読み上げ】

この申請地は、令和3年4月ごろ農地を造成し、貸資材置場として現在まで利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、引き続き貸資材置場、駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページをお開きください。

20番、飯山町東小川・・・合計面積 1,615.12 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

21番、飯山町西坂元・・・合計面積 2,058.26 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

22番、飯山町真時・・・合計面積 497.57 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 2ページをお開きください。

2 3番、飯山町真時・・・合計面積 315.75 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、敷地拡張し物置1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるのと考えます。

2 4番、飯山町川原・・・合計面積 2,651.50 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲10区画の造成整備を図るものです。なお、申請地の一部において、平成19年頃から農地を造成し資材置場として利用していましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2 5番、飯山町東坂元・・・面積 876.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成26年ごろ農地を造成し、資材置場として現在まで利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、引き続き資材置場として利用するものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

1 3ページをお開きください。

2 6番、飯山町東坂元・・・面積 592.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成26年ごろ農地を造成し、資材置場として現在まで利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い引き続き、資材置き場として利用するものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上26件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えます。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

1 7番、13,000 m²を超えていますが、平池委員、排水設備について聞いていますか。

●農業委員（平池收君） 地元の推進委員が言うには、大東川への水路出口の幅が狭いようです。これまで通り、2系統の水路をお願いしています。

●会長（松岡繁君） 大丈夫のようです。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは採決をいたします。議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から26番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件26件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは14ページをお開きください。議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」です。14ページから40ページにかけて記載しています。

申請件数は合わせて、48件、筆数が141筆、面積で128,800.00㎡です。詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項などの要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第37号「農用地利用集積計画の決定」について、48件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第38号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、41ページをお開きください。議案第38号「非農地証明願について」です。案件は3件です。

1番、三条町・・・面積21.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農道として整備されていて、現在、農道として利用されているものです。

2番、三条町・・・面積18.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農道として整備されていて、現在、農道として利用されているものです。

3番、飯山町東小川・・・合計面積29.41㎡【議案読み上げ】

申請地は、農道として整備されていて、現在、農道として利用されているものです。

以上3件、「丸亀市非農地証明事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証

明することに問題ないものと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第38号「非農地証明願」について、整理番号1番から3番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続いて議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 42ページをお開きください。議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、三条町・・・合計面積3,983.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年1月12日、分譲住宅18棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、当初計画の平成30年1月12日から令和3年1月11日までを、令和5年1月11日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいとの申請がありました。43ページをお開きください。

2番、土器町西三丁目・・・合計面積3,215.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成22年7月27日、分譲住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、当初計画の平成22年7月27日から令和3年6月3日までを、令和5年6月3日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいとの申請がありました。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第39号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

それでは、報告事項に移ります。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」を事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて44ページをお開きください。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は3件です。

1番、土器町東五丁目・・・合計面積1,652.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月10日、相続により農地を取得したものです。農業委員会による斡旋等の希望は

ありません。

45ページにかけてになりますが、

2番、飯山町下法軍寺・・・合計面積23,805.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月10日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

46ページにかけてになりますが、

3番、飯山町川原・・・合計面積5,339.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月2日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、47ページをお開きください。報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、飯山町西坂元・・・面積830.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作が設定されていましたが、転用のため賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありませんか。他に何かありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 3条申請の1番について、経営面積が15,000㎡と大きいのですが、ちゃんと耕作ができていますか。

●主任（中山弘美君） 現在、京都に住まわれているのですが、農繁期に奥様と一緒に毎週、帰省して農作業をしています。米を作付けされるとのことですので、米の水の管理が気になりまして聞きましたら、パイプラインを設置しているとのことでした。パイプラインによって、水の管理が楽になり、ご本人と奥様で、きちんと耕作されていますので、大丈夫と思います。

●会長（松岡繁君） 他になければ、これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせします。まず、農地転用等の締め切りが7月5日月曜日になりますので、7月7日水曜日に現地調査を行います。関係委員には、6日に連絡をいたしますので、予定を空けておいてください。次に、来月の定例会は、7月20日火曜

日の午前9時半から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。また、本日までにいただきました、農地利用の最適化の推進に関する意見については、取りまとめを行い、県に提出する意見と市に提出する意見に、内容を精査・分別いたしまして、県に提出する内容につきましては、役員会で承認いただき、次回の総会の時に報告させていただきます。連絡は以上となります。

それでは、本日、各地区の調査票を準備しています。こちらに準備していますので、お持ち帰りください。説明会につきましては、後日、場所と日程を通知いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(午前11時38分終了)